

平成 31 年 1 月

血友病診療医の皆様へ

日本血栓止血学会 理事長 嶋 緑倫  
同学術標準化委員会血友病部会長 藤井輝久

**注意喚起：凝固因子製剤は、同月に院内注射（外来）と処方できません**

最近、保険診療の上で支払い側（健康保険組合）より、「在宅治療薬の処方と院内注射薬（外来）の同月算定の場合は、院内での注射薬については算定できない」との指摘を受けている、といった情報を得ました。それは、(C101 在宅自己注射指導管理料 2 1 以外の場合)に記載されている文言が根拠となっています(次ページ参照)。つまり、以下の例の場合、院内で注射した凝固因子製剤が減額査定される可能性があります。

**例：外来受診時の診察で関節内出血を診断。院内で凝固因子製剤注射。また同月に在宅自己注射のために製剤を処方した。**

製剤によっては、1 バイアル数十万円するものもあり、減額査定されると病院の経営上問題となる場合もあると想像されます。

我々、血友病を多く診療している医師は、日本血栓止血学会学術標準化委員会血友病部会等で情報を共有し、厚労省保険局に対して「血友病は例外」とするよう要望しておりますが、一朝一夕には実現できそうにありません。ですから、同月のレセプトに在宅治療薬と院内注射薬の算定が起きないように、全て在宅治療薬として患者さんに受け取ってもらった上で、患者さんへの対応方法を検討していただくようご注意ください。

具体的には、前述の**例**の対処法は、1)製剤を処方後在宅で患者が自己注射 2)在宅治療薬を院内処方し、その一部を外来で注射 3)前回処方分をあらかじめ患者が持参し、それを外来で注射 (但し、2) 3)では注射料は算定できない)のいずれかになると思われます。

この問題は、数年前から都道府県単位では起きていたようですが、それが全国に拡がりつつあります。速やかにかつ適切な対応をおとり頂くようお願い申し上げます。

以上

\* この件に対するお問い合わせは、下記へお願いします  
広島大学病院輸血部・血友病診療センター 藤井輝久  
[teruchan@hiroshima-u.ac.jp](mailto:teruchan@hiroshima-u.ac.jp)

参考：C101 在宅自己注射指導管理料 2 1 以外の場合

(12) 在宅自己注射指導管理料を算定している患者の**外来受診時に**、当該在宅自己注射指導管理に係る区分番号「G000」皮内、皮下及び筋肉内注射、区分番号「G001」静脈内注射を行った場合の費用及び当該注射に使用した当該患者が在宅自己注射を行うに当たり医師が投与を行っている特掲診療料の施設基準等別表第九に掲げる**注射薬の費用は算定できない**。

◆特掲診療料の施設基準等別表第九

在宅自己注射指導管理料、間欠注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬

インスリン製剤 性腺刺激ホルモン製剤 ヒト成長ホルモン剤 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅷ因子製剤 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅷ因子製剤 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤 顆粒球コロニー形成刺激因子製剤 性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤 ソマトスタチンアナログ ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體 グルカゴン製剤 グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト ヒトソマトメジンC製剤 インターフェロンアルファ製剤 インターフェロンベータ製剤 エタネルセプト製剤 ペグビソマント製剤 スマトリプタン製剤 グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・ レーシステイン塩酸塩配合剤	アダリムマブ製剤 テリパラチド製剤 アドレナリン製剤 ヘパリンカルシウム製剤 アポモルヒネ塩酸塩製剤 セルトリズマブベゴル製剤 トシリズマブ製剤 メトレレプチン製剤 アバタセプト製剤 pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤 アスホターゼ アルファ製剤 グラチラマー酢酸塩製剤 セクキヌマブ製剤 エボロクマブ製剤 プロダルマブ製剤 アリロクマブ製剤 ベリムマブ製剤 イキセキズマブ製剤 ゴリムマブ製剤 エミシスマブ製剤
	（平 20. 3. 6 厚生労働省告示第 63 号） （最終改正：平 30. 5. 21. 厚生労働省告示第 229 号）